

野沢温泉スキー場

ゲレンデマップ 2025

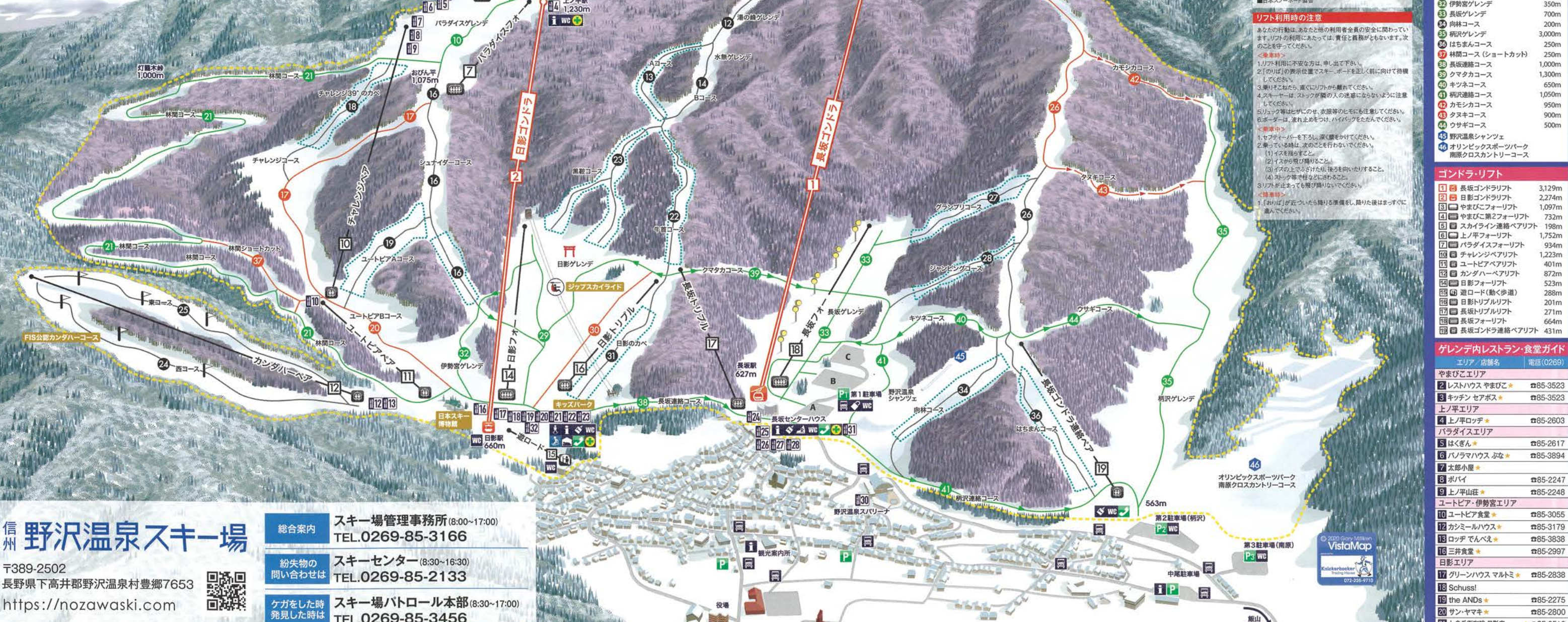
冬よ、つづけ。

Toward the Next 100

凡例

- ゴンドラ
- リフト
- 遊ロード(動く歩道)
- 公共電話
- チケットセンター
- トイレ
- 上級者コース
- 中級者コース
- 初級者コース
- ボール(要予約)
- コース
- アクセスポイント
- ナイター
- パトロール
- ジップスカイライド
- スキースクール
- レンタル
- 託児所
- レストラン
- 更衣室・スキーロッカー
- インフォメーション
- シャトルバス乗場
- 駐車場
- ソリゲレンデ(キッズパーク・レストハウスやまびこ横)

スキー場区域外(バックカントリー)へアクセスする場合は、毛無山山頂に設置してある「アクセスポイント」又は「2」の扉を通してください。 ※小雪時には、設置しておりません。 ※規制ロープを潜る行為は禁止されています。



滑走可能用具			
スキー Ski	スノーボード Snowboard	スノースケート Snowscoot	スノーフィット Snowfeet
スノモト Snowmoto	エアボード Air board	セパレートスノーボード Separate snowboards	スノースケート Snowskate

上記滑走用具以外はソリ専用ゲレンデ及びキッズパークでお楽しみください。
 ※リージュコードは必ず装着ください。 ※表示滑走用具以外はリフトに搭乗できません。
 ※スノシューは日影ゴンドラリフト、長坂ゴンドラリフト、上ノ平フォーリフトのみ乗車可能です。

- 新雪エリア(非圧雪)
- スキー場区域
- スキー場区域外
- 立入禁止区域
- 自己責任特別区域(やまびこ)

- #### スキー場利用規則
- 他人を傷ついたり、おびやかしたりしてはならない。
 - 地形・天候・雪質・体質・道具等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう滑走をしなければならない。
 - 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
 - 追い越すときは、その人の間隔を十分に保たなければならない。
 - 降り出すとき、急降するときは、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確保しなければならない。
 - コースの途中や登山道に入らない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときは、すぐやコースを歩かなければならない。
 7. 登るとき、歩くときは、コースの端を利用しなければならない。
 8. スキーやボードには、速い止まりかけなければならない。
 9. 指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキー・スノーボード、スキー用具の指示に従わなければならない。
 10. 事故があったときは救助活動と連絡に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
- 救済を必要とする場合
救助費用が発生します。
 ※警告: スキー場区域外、立入禁止区域は、スキー場パトロールが救助に行くとすることができません。

- #### リフト利用時の注意
- あなたの行動は、あなた他の利用者の安全に関わっています。リフトの利用にあたっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。
- ①乗車時
- リフト利用に不安な方は、申し出て下さい。
 - リフトの表示位置でスキー・ボードを正しく滑りに向けて待機してください。
 - 降りるとき、速くリフトから降りてください。
 - スキーヤーは、ストックが隣の人の視線にならないよう注意してください。
 - リフト等には、衣類等のほもにも注意してください。
 - ボードは、凍れ止めをつけ、ハイバックをたたくてください。
- ②乗車中
- セパレーターを下ろし、深く顔をかくてください。
 - 乗っている時は、次のことを行わないでください。
 - イスを揺らすこと
 - イスから飛び降りること
 - イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること
 - ストック等で柱などにぶつかること
 - リフトが止まっても降りないでください。
- ③降車時
- 「お呼び」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐに進んでください。

ゲレンデ内レストラン・食堂ガイド

エリア/店舗名	電話(0269)
やまびこエリア	
2 レストラン やまびこ	☎85-3523
3 キッチン セアポス	☎85-3523
上ノ平エリア	
4 上ノ平ロッジ	☎85-2603
パラダイスエリア	
5 はくざん	☎85-2617
6 パラマハウス ふな	☎85-3894
7 太郎小屋	
8 ポパイ	☎85-2247
9 上ノ平荘	☎85-2248
ユートピア・伊勢宮エリア	
10 ユートピア食堂	☎85-3055
12 カミールハウス	☎85-3179
13 ロッチ どんぱち	☎85-3838
16 三井食堂	☎85-2997
日影エリア	
17 グリーンハウス マルミ	☎85-2838
18 Schuss!	
19 the ANDs	☎85-2275
20 サン・ヤマキ	☎85-2800
21 七兵衛酒肆 日影店	☎85-2519
22 カフェ&レスト オリーブ	
23 食事処 かずみ	☎85-2453
24 久保田食堂	
長坂エリア	
24 山のホテリア 大瀬レストラン	☎85-4000
25 食処 河渡	☎85-2458
27 CAFÉ STEP	☎0269-67-0112
27 レストラン カントリーバー	☎85-2646
28 長野市 長野駅前 野沢温泉スキー場店	
30 野沢温泉リゾート シャンテル	☎85-4567
31 Nagasaka Café	☎85-3166

信州 野沢温泉スキー場

〒389-2502
長野県下高井郡野沢温泉村豊郷7653

https://nozawaski.com

総合案内 **スキー場管理事務所** (8:00~17:00)
TEL.0269-85-3166

紛失物の問い合わせ **スキーセンター** (8:30~16:30)
TEL.0269-85-2133

ケガをした時 発見した時は **スキー場パトロール本部** (8:30~17:00)
TEL.0269-85-3456



野沢温泉村スキー場安全条例

野沢温泉村では、野沢温泉スキー場を訪れるお客様が、より安全にスキーを楽しんでいただくことを目的に、全国に先駆けて「野沢温泉村スキー場安全条例」を定められた。これは、村・スキー場管理者にしっかりと安全対策を確保することを求めると同時に、スキー場利用者に対して最低限のルールとマナーを守っていただく、楽しい思い出を持ち帰っていただくために定められたものである。

(目的)

第1条 この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場(以下「スキー場」という。)におけるスキー場利用者(以下「スキーヤー」という。)、野沢温泉村(以下「村」という。)、及び野沢温泉村公営企業(以下「公営企業」という。、野沢温泉村(以下「村」という。))が定める条例(昭和43年条例第1号)第10条第1項により指定を受けた者(以下「指定管理者」という。、)の責務を明確にし、スキー場内における事故の防止を目的とし、スキー場をより安全で楽しいものとするを目的とする。

(遵守義務)

第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めもののほか、国際スキー連盟が定める「国際スキー連盟の安全ガイドライン」及び「国際スキー連盟が定める国内スキー連盟の安全ガイドライン(以下「安全ガイドライン」という。))を遵守しなければならない。

(滑走スキールの責務)

第3条 スキーヤー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険性を有するスキー場であり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで滑走、滑走コースの変化、凍結状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールし、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに滑走をしなければならない。

(スキーヤーの責務)

第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に對し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

第5条 スキーヤーは指定管理者が定め安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール員の指示に従って行動しなければならない。

第6条 スキーヤーはリフト乗車を必要とし、リフト乗車時に注意して注意事項及び乗務員指示を遵守しなければならない。

(スキー場パトロールの責務)

第7条 スキー場パトロールは、本条例に定める安全対策を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従って安全対策を執るものとする。

(指定管理者の責務)

第8条 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

第9条 指定管理者は、索道運行に当たって本条例を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従って安全対策を執るものとする。

(雪上車管理の責務)

第10条 雪上車管理は、索道運行に当たって本条例を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従って安全対策を執るものとする。

(降雪時対応の責務)

第11条 降雪時、指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは危害を及ぼすスキーヤーの人数を抑制し、又はその者に對し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

(危険防止の責務)

第12条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは危害を及ぼすスキーヤーの人数を抑制し、又はその者に對し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

(救済費用の負担)

第13条 スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域内に区域において発生した事故により救済を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。

(環境と景観保全の責務)

第14条 スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が恩恵を受けている環境と景観を次代に伝えるため、その保全に努めなければならない。

(事故等の通報及び報告義務)

第15条 第7条第1項に定められたスキー場区域において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者(以下「事故の当事者」という。))は、パトロール員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けが人を援助しなければならない。

(罰則)

第16条 この条例に定めもののほか、この条例の施行に必要事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

任意保険 ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故やケガ、用品の損害等に備え、事前に行われる保険に加入されることをおすすめします。当保険へのご加入、及び費用負担はお客様ご自身の判断と責任において行ってください。当スキー場では保険のありせ及び契約取扱い等を行っておりません。

任意保険 ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故やケガ、用品の損害等に備え、事前に行われる保険に加入されることをおすすめします。当保険へのご加入、及び費用負担はお客様ご自身の判断と責任において行ってください。当スキー場では保険のありせ及び契約取扱い等を行っておりません。

任意保険 ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故やケガ、用品の損害等に備え、事前に行われる保険に加入されることをおすすめします。当保険へのご加入、及び費用負担はお客様ご自身の判断と責任において行ってください。当スキー場では保険のありせ及び契約取扱い等を行っておりません。